

平成 23 年 7 月 27 日

日本証券業協会

「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」における最近の検討状況等

I. 業務上の課題への対応

- 平成 22 年 9 月 14 日自主規制会議決議において、課題及び対応の基本方針を決議。
- 本ワーキングにおいて、これらの課題を検討し、規則改正案等を策定。
- 平成 23 年 1 月 17 日自主規制企画委員会、平成 23 年 1 月 18 日自主規制会議において、関連する規則の一部改正（1～4）について決議¹。
- 今後、【1 関連】試験の出題範囲等を、外務員等資格試験委員会において決定する。

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の直接受験制度の創設（一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の受験要件の見直し）

現行	規則改正の概要
● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有することを要件としている。 ● 一般の者に開放する試験は、二種外務員資格試験のみ。	● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも、受験できることとする。 ● 一般の者に開放する試験に、一種外務員資格試験を加える。

2. 外務員等資格試験に不合格となった場合の受験待機期間・受験回数管理の見直し

現行	規則改正の概要
● 不合格回数に応じた期間²、同一種類の外務員等資格試験を受験できない。	● 受験回数にかかわらず 30 日とする。また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。

3. 外務員資格更新研修の種類の統合・事前更新研修の廃止

現行	規則改正の概要
● 会員・特別会員の別等³により、受講すべき外務員資格更新研修の種類（全 3 種類）を選択する。	● 外務員資格更新研修を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し 1 種類に統合する。

¹ 項番 4 (1)に係る改正は平成 23 年 10 月 1 日から、その他は本協会が別に定める日から、それぞれ施行。

² 1 回目・2 回目：30 日間、3 回目：180 日間の繰り返し。

³ 特別会員にあっては外務員資格・登録金融機関金融商品仲介行為への従事・非従事の別によっても、受講すべき資格更新研修の種類が決定される。

現行	規則改正の概要
● 一定の条件に該当する者は、外務員登録日後 180 日以内に外務員資格更新研修を受講しなければならない⁴。	● 事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。

4. その他

- (1) 協会員が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等の緩和

現行	規則改正の概要
● 入社前 90 日以内に限り受験を認める等の受験制限等。	● 左記受験制限期間を廃止する等、受験制限等を緩和する。

- (2) 協会員が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の提出方法の見直し

現行	規則改正の概要
● 書面による提出。	● システムによる提出⁵。

Ⅱ. 店頭デリバティブ取引等に類する仕組債等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて

- 平成 23 年 3 月 14 日自主規制企画委員会において、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等の販売等を職務とする外務員の資格について、検討することとした。
- 平成 23 年 4 月 28 日、同年 6 月 24 日、WG を開催。
- 本日、基本方針案を提示。

－参考－

○ システム上の課題

- 平成 22 年 10 月 4 日・同年 11 月 4 日総務委員会において、平成 24 年 1 月稼働を目標にシステムリプレースを実施することを決議。
- 現在までに、システム開発の進捗状況を、7 回に亘り協会員に通知
- 今後も、システム開発の進捗状況を、前広に情報展開していく予定。

以 上

⁴ 一般開放試験に合格した者のうち一定の条件に該当する者は、外務員登録前に外務員資格更新研修（事前更新研修）を受講しなければならない。

⁵ 外務員数が極めて少ない協会員の事情を考慮し、書面による弾力的な対応も可能とすることとした。